

「新潟県子ども貧困対策推進計画」の概要

計画策定の趣旨

子どもの貧困対策を推進するため、子どもの貧困対策についての現状把握や課題を整理した上で、新潟県子どもの貧困対策推進計画を策定し、施策を展開していくこととします。

〈計画策定根拠〉子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画の策定

基本理念

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

計画期間

平成27年度～平成32年度〈6年間〉

基本目標

- 1 第一に子どもに視点を置き、切れ目のない施策の実施等に配慮します
- 2 保護者等への支援についても、子どもへの支援と同様に重要であるとの認識を持って取り組みます
- 3 教育・福祉・労働・司法等の関係機関が連携し、貧困対策を総合的に進めます
- 4 子どもの貧困の実態把握に努め、実態を踏まえて対策を推進します

達成目標

「子育てに対する経済的支援について配慮されている」と感じる県民の割合

34.2% (H26) ⇒ 上昇させる (H32)

施策の方向性

I 子どもに対する支援

～子どものライフステージに応じた施策を推進～

1. 就学前

- 妊娠から出産・子育てへの切れ目のない支援を実施し、支援が必要な家庭の早期把握に努めます。
- 幼児期の教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、保育・幼児教育、子育て支援の充実を図ります。

2. 小・中学生期

- 児童生徒一人一人にきめ細かい支援を行えるよう、少人数学級の推進や、学校の教育相談体制の充実など、教育環境の整備・充実を図ります。
- 児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、学校や地域における学習支援・個別支援の充実を図ります。

II 保護者等に対する支援

- 保護者やその他の世帯員の複合的な課題に対応するため、保護者等への支援も、子どもへの支援と同様に重要であるとの認識を持ち、生活支援、経済的支援及び就業支援を実施します。

III 連携推進体制の構築

- 学校をプラットフォームとして位置付け、教育・福祉・労働・司法等の関係機関が連携し、貧困対策を総合的に進めます。

IV 子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

- 子どもの貧困対策に取り組みに当たっては、子どもの貧困の実態を適切に把握した上で、施策を推進します。

3. 高校生期

- 全ての生徒が安心して教育を受けられるよう、教育費の負担軽減を図るとともに、ふるさと新潟で夢をかなえることができるよう、ふるさとへの愛着や誇りと、自分の将来を設計し、自立して生きていく力をはぐくみます。
- 4. 支援を必要とする若者
 - 社会的自立に向けて支援が必要な若者などに対して、適切な社会生活が営めるよう、生活支援、就業支援、就学支援を実施します。
- 5. 支援する人員の資質の向上等
 - 支援を必要とする方に適切に支援を提供することができるよう、相談対応職員の資質の向上を図ります。